

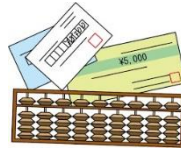


商工会だより

大野町商工会 No.11

TEL 0585-32-0667

令和5年2月7日発行



* 確定申告相談日のご案内

商工会が税理士を招き「確定申告窓口相談」を下記の内容にて開催しますので是非ご利用下さい。また下記日程以外の場合は事前にご連絡いただき、お早めにお越しくださいますようお願いいたします。

実施日程	2月10日(金)	午前9時～正午
〃	2月13日(月)	〃
〃	2月16日(木)	〃
〃	2月17日(金)	〃
〃	2月20日(月)	午後1時～午後4時
〃	2月22日(水)	午前9時～正午
〃	2月24日(金)	〃
〃	2月27日(月)	午後1時～午後4時
〃	3月1日(水)	午前9時～正午
〃	3月3日(金)	〃
〃	3月6日(月)	午後1時～午後4時
〃	3月8日(水)	午前9時～正午
〃	3月10日(金)	〃
〃	3月13日(月)	午後1時～午後4時
〃	3月14日(火)	〃
実施場所	大野町商工会館 2階 大研修室	

* 無料法律相談のお知らせ(午後1時～午後5時 完全予約制)

○令和5年2月21日(火) ○KBふれあい会館

○令和5年3月14日(火) 〃

* 無料法律電話相談の実施について

商工会では経営安定に関する相談、法律相談会などの事前確認や事後フォローなどにおける経営法務問題に対して、「かなくち経営法務事務所」と無料電話相談ができます。



* 大野町商工会公式LINEアカウントのご案内

大野町商工会では、国・岐阜県・大野町などの施策や情報など、リアルタイムに情報発信を行うために大野町商工会LINEアカウントを開設しています。右のQRコードから多くの皆様のご登録をお待ちしています。



* 小規模企業共済のお知らせ

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

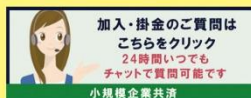
共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

2021.6

全額所得控除による税制優遇と小規模事業者の退職金の積立に是非ご活用ください。
詳しい制度内容については、大野町商工会までお問合せください。

☎ 0585-32-0667 FAX 0585-34-3370